

所管部課	教育部中央図書館	部長	小俣 学
件名	「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」の素案に係る		
	パブリックコメントの実施について	区分	1 審議事項 ○ 2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
<p>1. 要 旨</p> <p>「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」の計画期間が令和4年度で終了となることから、令和5年度を初年度とする「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」の策定に向けて、策定委員会を組織し、検討を進めている。</p> <p>ここで、計画の素案がまとまったことから「東大和市パブリックコメント実施要綱」に基づき、パブリックコメントを実施するものである。</p> <p>(1) 主な内容 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」の素案に係るパブリックコメントを実施する。</p> <p>(2) 意見書提出期間 令和4年11月1日（火）～ 令和4年11月30日（水）まで</p> <p>(3) 影響及び効果 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」策定にあたり、市民等の意見を反映させることができる。</p>			
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年4月1日 第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置 令和4年5月12日、6月28日、8月25日 第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会開催 令和4年7月20日 東大和市個人情報保護審議会において個人情報取扱事務の開始について報告 令和4年9月22日 第三次東大和市子ども読書活動推進計画の素案に係るパブリックコメントの実施について、教育委員会に報告</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、パブリックコメント実施に向けて、手続きを進めるとともに、市議会議員に情報提供を行いたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。